

答申書

第1 審議会の結論

個人住民税賦課に関する事務の特定個人情報保護評価の全項目評価書の再評価（案）（以下「再評価案」という。）は、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに適切であると判断する。

第2 判断の理由

(1) 適合性について

適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

ア しきい値判断について、当該事務での特定個人情報の対象者数は30万人以上であり、「全項目評価」が必要なところ、全項目評価書の再評価を行っている。

イ 実施主体について、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等である松山市長が特定個人情報保護評価を行っている。

ウ 公表について、セキュリティ上のリスクがある場合は、その部分については黒塗りするなどして公表しないことができるようになっていところ、今回作成した再評価案の内容は、全て公表することとしている。

エ 実施の時期について、ガバメントクラウドの利用前に特定個人情報保護評価を実施している。

オ 市民の意見について、いわゆるパブリックコメントを令和6年11月8日から同年12月9日まで行った結果、意見はなかった。

カ 特定個人情報保護評価書様式で求められる項目への記載について、ガバメントクラウドの利用に関連する全ての項目について検討し、記載している。

(2) 妥当性について

妥当性とは、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

ア 特定個人情報保護評価の実施機関における担当部署は、特定個人情報保護評価

の対象となる事務を担当し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。

イ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定している。

エ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。

オ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

カ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

(3) まとめ

以上の理由により、当審議会は、「第1 審議会の結論」のとおり答申する。

第3 審議の経過

年月日	経過
令和6年12月13日	諮問書の受理
令和7年1月20日	審議及び答申

令和7年1月20日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 河野 康之

同 牧本 公明